

第 12 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成23年12月15日(木) 午後2時00分

場 所 美杉総合開発センター 1階 会議室

出席部会委員

	<small>おおい</small> 25大井	<small>かずし</small> 一司	<small>かさい</small> 26笠井	<small>かつみ</small> 克己	<small>すずき</small> 27鈴木	<small>てるまさ</small> 照正	<small>たぐち</small> 28田口	<small>よしのり</small> 慶則
	<small>ほりかわ</small> 29堀川	<small>ただしげ</small> 忠重	<small>もろと</small> 30諸戸	<small>よしあき</small> 善昭	<small>たなか</small> 31田中	<small>たけつぐ</small> 竹次	<small>もりやま</small> 33守山	<small>たかゆき</small> 孝之
	<small>いけだ</small> 35池田	<small>まさし</small> 昌司	<small>もりた</small> 36森田	<small>まさたか</small> 正孝	<small>なかがわ</small> 38中川	<small>かずお</small> 和雄	<small>はぎの</small> 39萩野	<small>ただし</small> 忠司
	<small>むかいだ</small> 40向田	<small>ただみ</small> 忠美	<small>わたなべ</small> 48渡邊	<small>てるかず</small> 晃一				

以上14名

欠席委員

	<small>はせがわ</small> 32長谷川	<small>ひろし</small> 博	<small>あかほり</small> 37赤堀	<small>よしお</small> 嘉夫	<small>かたおか</small> 42片岡	<small>まさいく</small> 眞郁
--	------------------------------	-------------------------	-----------------------------	--------------------------	-----------------------------	---------------------------

出席部会員外委員 会長 野田 悟・34 浅井 競

議長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・草深次長・中西主査

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査

議事録署名者 25番 おおい大井 かずし一司・36番 もりた森田 まさたか正孝

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
 報告第4号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)
 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)
 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)
 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について
 (農業委員会許可・所有権移転)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 (農業委員会許可・使用貸借)
 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 (農業委員会許可・賃貸借権)

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>本日の議事録署名員、25番 ^{おおい}大井 ^{かずし}一司 委員・36番 ^{もりた}森田 ^{まさたか}正孝 委員、両委員よろしくお願ひします。</p> <p>本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知させていただいたとおりですのでよろしくお願ひします。</p> <p>まず始めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第4号につきましては事務局から一括して報告願ひます。</p> <p>事務局願ひます。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページをお願ひします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1、地区 久居、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 久居明神町コボレ山_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,412㎡。これにつきましては、農用地利用権設定を貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約したものでございます。</p> <p>他の2番から8番についても同じく利用権設定を合意解約したものであります。</p> <p>以上、件数は8件で24,454㎡、その内訳は田でございます。</p> <p>3ページをお願ひいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、地区 栗葉、届出者 _____、届出地 稲葉町中山_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 373㎡、外8筆で、合計 8,124㎡、取得年月日 平成23年2月8日、取得事由 _____から相続、あっせん等の希望はございません。</p> <p>番号2、届出者 _____、届出地 庄田町水尾_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 109㎡、外18筆で、計 12,716.31㎡、取得年月日 平成23年9月15日、取得事由 _____から相続、あっせん等の希望はございません。</p> <p>番号3、地区 八ツ山、届出者 _____、届出地 白山八対野下出_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 689㎡、外5筆で、合計 5,447㎡、取得年月日 平成23年1月17日、取得事由 _____から相続、あっせん等の希望はございません。</p> <p>以上、件数は3件で26,365.31㎡、内容は田が18,407㎡、畑は7,319.3㎡、宅地639.01㎡でございます。</p> <p>6ページをお願ひいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、受人 _____・_____、渡人 _____、申請地 久居野村町駒屋_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積277㎡。</p> <p>これにつきましては、受人の_____と_____が渡人の_____より申請地を譲り受け、隣地の雑種地26㎡と一体利用し一般個人住宅を建設しようとするものです。一般個人住宅の床面積は125.5㎡でございます。</p> <p>番号2、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居元町北出_____番、</p>

台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 403㎡。

これにつきましては、受人の_____は渡人 _____より申請地を譲り受け、分譲住宅地2区画を造成しようとするものです。なお、渡人は近隣の要望もあり平成13年5月ごろより申請地を駐車場として利用しており、始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

番号3、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居元町北出_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 26㎡。

これにつきましては、受人の_____は渡人の_____より申請地を譲り受け、隣地と一体利用し分譲住宅地2区画を造成しようとするものでございます。

番号4、受人 _____、渡人 _____、申請地 牧町北浦_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 307㎡、外1筆で合計368㎡。

これにつきましては、渡人の_____は申請地を受人の_____にこれを譲渡しようとするものです。なお、渡人は平成元年10月ごろより隣地の式場委任書を提出し、その続きで申請地を1.7㎡の駐車場と24.19㎡の物置、307㎡の庭園を建設してしまっただけです。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

番号5、受人 _____外3名、使用借り人 _____、渡人 _____・____、申請地 久居東鷹跡町_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 14㎡、外2筆で531㎡。

これにつきましては、受人の_____外3名は_____を使用借り人とし渡人の_____と_____より申請地を譲り受け、隣地と一体利用で15台分の駐車場を整備しようとするものでございます。

以上、件数は5件で1,605㎡、内容は畑でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第4号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、地区 大仰、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 1,429㎡、申請地 一志町大仰上垣内_____番、種目 畑、面積 297㎡、取得年月日 昭和40年4月1日。

これにつきましては、権利者の_____に事情聴取しましたところ、義務者の_____の住所は松阪市岡本町でこの畑が権利者の自宅のすぐ裏側にあり、利用者の先代が昭和40年ごろより耕作していたということです。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりでございますのでよろしく申し上げます。

それでは議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 8ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積 9,361.95㎡、渡人 _____、面積 2,257.34㎡、申請地 須ヶ瀬町前田_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 138㎡、外1筆で、合計 3,208㎡。
これにつきましては、受人の_____は、高齢により労働力不足になった渡人の

より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものでございます。

番号2、地区 栗葉、受人 _____、面積 8,716㎡、渡人 _____、面積 5,004㎡、申請地 久居一色町眞田_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 417㎡。これにつきましては、受人の_____が申請地の近隣に耕作地を所有しており、耕作利便がよいことと営農拡大のため渡人のより譲り受けようとするものでございます。

番号3、地区 榊原、受人 _____、面積 11,317㎡、渡人 _____、面積 4,062㎡、申請地 榊原町中上_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,292㎡。これにつきましては、受人の_____は申請地の近隣に所有しており耕作便利だということと、営農拡大のため渡人の_____より譲渡を受けようとするものでございます。

番号4、地区 川口、受人 _____、面積 9,232㎡、渡人 _____、面積 4,452㎡、申請地 白山町川口上野前_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 3,107㎡。これにつきましては、受人の_____は高齢により労働力不足になった渡人の_____より申請地を譲り受け営農拡大しようとするものでございます。

番号5、地区 大三、受人 _____、面積 181㎡、渡人 _____、面積 2,122㎡、申請地 白山町二本木徳田北_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2,122㎡。これにつきましては、受人の_____が高齢により労働力不足になった渡人の_____より申請地を譲り受け営農を拡大しようとするものでございます。また、下限面積要件については、次の議案第2号 賃貸借の設定により要件を満たしております。

番号6、地区 倭、受人 _____、面積 4,459㎡、渡人 _____、面積 5,355.91㎡、申請地 白山町中ノ村くぐりや_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 749㎡。これにつきましては、受人の_____は高齢により労働力不足になった渡人の_____より申請地の近隣にある耕作地を所有しており、耕作利便ため譲り受け一体利用をすることで営農を拡大しようとするものでございます。

番号7、地区 八知、受人 _____、面積 3,149㎡、渡人 _____、面積 1,903㎡、申請地 美杉色八知庄屋田_____番、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 284㎡、外1筆で合計444㎡。これにつきましては、受人の_____は営農拡大のため渡人の_____より申請地を譲り受けようとするものでございます

以上、件数は7件で12,339㎡、この内訳は、田が9,640㎡、畑2,699㎡でございます。

いずれの案件も農業をまじめに行い農機具を請け負い、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番から順番によろしくお願ひします。

笠井委員 26番の^{かさい}笠井ですが、12月8日の日に現地調査をさせていただきました。場所は久居からずっと松阪のほう向いて県道が伸びておりますが、その須ヶ

瀬の在所を過ぎてするっ行ったあの左側でございます。周囲も田ばかりでございます。特に問題はなからうと思ひます。一つよろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番お願いします。

鈴木委員 27番 ^{すずき}鈴木です。去る8日の日に委員と事務局で現地調査を行つてまいりました。場所は県道平生庄田線で集落の西側にありまして_____があります。その前になります。詳細につきましては事務局の説明どおりで問題はないと思ひますのでよろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。3番お願いします。

堀川委員 29番 ^{ほりかわ}堀川でございます。この事務局から説明いただいたとおりなのですが、譲渡人の_____は最近体調もすぐれず後継者もないということから、この申請地の近くで耕作している_____が耕作たくさんやつておりまして、その人の_____に譲ろうというもので何ら問題ないと思ひますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。4番お願いします。

池田委員 35番 ^{いけだ}池田です。8日の日に事務局1名と地元委員3名で現地確認をしてまいりました。場所的には_____から北のほうへ名松線越えまして、亀山美杉線のところでございますけれども、200mぐらい行つたところの全部畑になつたところでございます。_____さんにつきましては、営農受委託事業等いろいろやつておりまして事務局の説明どおりでございますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。5番お願いします。

森田委員 36番 ^{もりた}森田です。5番、6番関係がございますので、二つまとめて説明をさせていただきます。8日の日に午後から事務局1名と地元委員3名で現地確認をさせていただきました。5番についてでございますが、場所につきましては、_____がございまして、その_____の北側、_____という団地があるんですが、その団地と_____との間の場所でございます。内容につきましては事務局説明のとおりでございます。特に問題はございません。6番につきましては6番につきましては国道165号線の名張から久居に向かつて来ると、_____に行く信号があると思ひますが、その信号から300mぐらい久居に向いた国道の真北側というところの場所でございます。事務局説明のとおりでございます。特に問題ございません。ご審議していただきますようによろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。7番お願いします。

萩野委員	39番 ^{はぎの} 萩野でございます。私も12月8日の日でございます、朝の時間にこのお宅へお邪魔しまして、私並びに事務局さん1名とお邪魔しました。場所はこのトンネルを越えていただきまして、この場所へ来る手前、いつか行っていたいただきました_____の事務所の川寄りの位置でございます、説明はこの詳細につきまして説明あったとおりでございます。よろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございます。地元委員の説明ございましたが、皆さんからのご意見お伺いしたいと思えます。いかがでしょうか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思えます。 続きまして議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願います。
事 務 局	9ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）についてでございます。 番号1、地区 栗葉、借り人 _____、面積 181㎡、貸し人 _____、申請地 稲葉町上鴻野_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 820㎡。これにつきましては、受人の_____が高齢により労働力不足になった、渡人の_____より申請地を賃借し営農を拡大しようとするものでございます。また、下限面積要請については、前の議案第1号による規定により要件を満たしております。農業をまじめに行い農機具を請け負い、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上、件数は1件で3,041㎡、その内訳は畑でございます。
議 長	ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。1番。
鈴木委員	27番 鈴木です。8日の日にこの件も現地確認を委員長と5人で行ってまいりました。場所的には、県道の稲葉線沿いにありまして、位置図も分かれていますので、その内訳ですが県道沿いで_____のちょうど東北ぐらゐの感じに当たるかなと思っております。それでこの借り人と貸し人は、親戚関係ということを知っていますので問題はないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございます。地元委員より説明ございましたが、皆さんからのご意見お伺いします。よろしいですか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮かりします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。 続きまして議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。
事 務 局	10ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。 番号1、地区 竹原、申請人 _____、申請地 美杉町竹原見栗_____番、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 1,557㎡。これにつきましては、申請者の曾祖父が愛知県豊橋市で新田開発を行い移住したため、旧竹原村の残った農地を処分して最後に残った1筆ですが、所有地一体かなり丘陵で灌水が困難なため、営農管理が大変厳しいため昭和48年ごろに杉を植林してしまったものです。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。農地区分は第1農地と判断されます。 以上、件数は1件で1,557㎡、その内訳は畑でございます。農地法第4条第2項各項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明は終わります。
議 長	ありがとうございます。説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。よろしく願います。
萩野委員	39番 萩野でございます。詳細につきましてはただいま事務局のほうから説明のあったとおりでございます。私と事務局さん3名、それと会長さん、部会長さんもお世話になりまして、ちょっと寒い日でございましたけれども、早速現地を見ていただき、特に問題ございません。よろしく願います。
議 長	ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さんからのご意見をお伺いします。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮かりします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号、許可いたします。 続きまして議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・所有権移転)を議題とします。事務局の説明に入ります。

事務局

11ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____・_____
久居明神町風早_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 882㎡、外
1筆で合計1,886㎡。これにつきましては、受人の_____は渡人の
と_____より申請地を譲り受け、デイサービスつき有料老人ホームを建設し
ようとするものでございます。農地区分は第1種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町大
部_____番、台帳地目が畑、面積 291㎡、外2筆で合計795㎡。これに
つきましては、受人の_____が渡人の_____より申請地を譲り受け、隣接地と
一体事業で建設面積104.34㎡の一般住宅と建築面積186㎡の自動車修
理工場を建築しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 榊原、受人 _____、渡人 _____、申請地 榊原町東
浦_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 155㎡。これにつきましては
は、受人の_____は渡人の_____より申請地を譲り受け、受人の隣接する借家
から近く便利なため3階建ての集会所を建築しようとするものでございます。
農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 八知、受人 _____・_____
美杉町八知堂安寺_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 263㎡。こ
れにつきましては、はこねぐみ地区が集会所がなく個人の家で集会をしていた
ため、諸行事のときにも非常に不便で困っていたので、地形もよく便利な申請
地を所有者の_____の快諾を得て、平成3年1月に宅地面積72.05㎡の集
会所を建設してしまっただけです。始末書の提出がありますので追認しよ
うとするものでございます。

番号5、地区 下之川、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下
之川篠ヶ広_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 307㎡。これにつ
きましては、受人の_____が申請地に隣接する宅地物件を借りましたが、宅地が
大変狭いので申請地を渡人の_____より譲り受け、庭園、花壇、洗濯物干し場、
家庭菜園として利用しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と
判断されます。

以上、件数は5件で3,406㎡、この内訳は、田が2,836㎡、畑 5
70㎡でございます。いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しない
ため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っ
ていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番お願いします。

大井委員

25番 ^{おおい}大井です。12月8日に午前中、会長以下本庁事務局の方、午後には
地元委員で現地確認を行いました。場所は_____のちょうど西側と高速道路
で挟まれたところ。_____の裏にうなぎ屋さんがあるんですけども、そ
れのちょうど裏道で田んぼになります。地元で説明されて、建物は高速道路側
に寄って3階建てで高さ12m以内しない。雨水については排水路に掘ります

けれども、汚水については合併浄化槽で処理して、_____近くの生活排水、そこまで処理するというので、特に問題ないものと思われまますのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。2番お願ひします。

鈴木委員 27番 鈴木です。8日の日に現地確認行ってまいりました。場所は国道165号線、_____に信号があります。それを北へ走って来まして、そして県道に突き当たってそれを左に50mぐらい西側へ行ったところでは場所のほうの関係で排水を設置します。また隣は_____で、修理工場とか店舗も開いてみえますし問題ないかと思ひますのでよろしくご審議お願ひします。

議 長 ありがとうございます。3番お願ひします。

堀川委員 29番 堀川でございます。この当該地、駐車場用地として使おうと水田資源化いうものです。排水路については、道路側溝、道路沿いに沿っておりましてその道路側溝へ排水するというものであります。近くこういった資源は長期間に結構奥のほうにありまして、空き家になった家が、実は_____は_____の会長でございます、自分がその空き家を買ひ取って、そして貸し家をしておるんです。その駐車場として今回申請があつたもので、排水もちゃんと考えておりますので問題ないかと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。4番お願ひします。

萩野委員 39番 萩野でございます。説明のあつたとおりでございますので、何ら問題はないかと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。5番お願ひします。

向田委員 40番 ^{むかいだ}向田です。去る12月7日、関係者と確認させていただきました。朝日の当たらん陰畑です。よろしくご審議お願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員それぞれ説明いただきましたが、皆さん方のご意見お伺ひしたいと思ひます。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 お諮りいたします。審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よつて、議案第4号、許可いたします。続きまして議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・使用貸借)を議題とします。事務局、説明願ひます。

事務局

12ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 須ヶ瀬町須村 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 347.52㎡。これにつきましては、申請人の _____ が滋賀市でマンション住まいをしていますが、子供の成長に伴い手狭になってきましたので、貸し人の _____ より申請地を使用貸借し、一般個人住宅、建築面積84.46㎡を建築しようとするものであります。農地区分は第2農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 庄田町貝下 _____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 185㎡。これにつきましては、借り人の _____ は父であり貸し人の _____ より申請地を借り受け、20年ほど前に農地法の許可を得ずに農業用倉庫を建築してしまったものです。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判明しております。

番号3、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 庄田町貝下 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 23㎡。これにつきましては、借人の _____ は結婚に伴い祖父であり貸し人の _____ より申請地を借り受け、71.18㎡の一般個人住宅を新築しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で555.52㎡、その内訳は畑でございます。いずれの案件も農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可要件にすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

笠井委員

12月8日の日に農業委員さんと市の職員さんも交えまして現地調査をさせていただきました。場所は _____ の真ん中のほうでございまして、もう既にもうその場所はまだ埋め立てもできておりまして、もういつでも家が建てる状況になっており、周囲も民家でもございまして、その別に問題はなかりょうと思えます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。2番お願いします。

鈴木委員

27番 鈴木です。2番、3番と同じような形でちょっと説明させてもらいますのでよろしくお願いいたします。2番のほうは農業倉庫を建てられて、そのまま事務局の説明があったとおりです。それで場所は国道165号線の庄田にその信号があります。そこから約1kmになるかのところで、 _____ のある隣になります。ちょうど集落の真ん中にありまして、 _____ さんから、 _____ からみた孫さんがそこへ帰ってみえて、そこで住まれるということですので、問題はないと思えます。お願いします。

議長

ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見お伺いしたいと思うんですが、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号を許可いたします。
引き続きまして議案第6号 非農地証明願についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 13ページをお願いいたします。
議案第6号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区 栗葉、願出者 _____、申請地 森町塚田 _____番、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 269㎡。これにつきましては、願出者の _____は昭和54年に申請地より現地の森町字塚田 _____番の宅地29.95㎡と一体事業で願出者の経営する _____の倉庫を建築してしまい、昭和63年には車庫を建築してしまったものです。家屋登記簿には昭和63年4月30日付で鉄骨造スレート葺平屋建ての倉庫が建築されているため20年を経過していると判断されます。津市農業委員会非農地証明願に係る農地法第3条第1項第2号の規定により、建物もしくは耕作物の建造場にされており、当該用地が農地以外の用に供されてから20年以上経過している農地に該当しております。
番号2、地区 大三、願出者 _____、申請地 白山町三ヶ野堀切 _____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 290㎡。これにつきましては、昭和62年施工の県道とニシダイ川の改修工事に伴い、その用地の近くが申請地であり、この時点より一部を屋敷への進入路としながら、他の宅地の基盤と一体利用し許可するものとして一体利用してしまったものです。住民票の異動日と各登記簿の用地から、平成元年1月20日には木造瓦葺屋根の家屋が建ており築後20年経過していると判断されます。津市農業委員会非農地証明の取り扱い要綱法第3条第1項第2号の規定により、建物もしくは耕作物の建造場とされており、当該用地が農地以外の用に供されてから20年以上経過している農地に該当しています。
以上、件数は2件で459㎡、その内訳は田269㎡、畑が190㎡でございます。
以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番お願いします。

鈴木委員 27番 鈴木です。8日の日に現地確認してまいりました。詳細につきましては事務局の説明どおりです。場所は、県道平生庄田線沿いで _____の真向かになります。問題ないかと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

議 長	ありがとうございます。2番お願いします。
森田委員	36番 森田です。去る8日の午後、事務局1名地元委員3名で現地確認をさせていただきました。ちょっと説明に入らせていただくまでに、ちょっと事務局にちょっと確認をさせていただくんですが、先ほどの説明の中で県道とおっしゃいませんでした。あれ市道なんですか。僕は県道と聞いていたらあれやし、あれ市道と思うのです。
森田委員	その辺ちょっと、県道でございませぬので。場所につきましては、国道165号線のグリーンロードの終点、国道165号線にぶつかるとるんですが、 <u> </u> があります。それから榊原に向かって行くと <u> </u> の集落がございまして、そこにグリーンロードと交差して三ヶ野川、それに平行して昔災害で市道もできたんですが、そのところから約200mぐらい上流、西側になるところなんです、場所。内容につきましては事務局説明のとおりでございませぬので、ご審議していただきますようによろしくお願いします。以上です。
議 長	ありがとうございます。ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第6号について証明したいと思います。これにご異議ございませぬか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第6号を証明いたします。 続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。
事 務 局	議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。 別冊の表紙を1枚めくっていただきたいと思っております。 久居地区は新規6件、再設定8件、所有権移転1件、合計15件でございます。面積は田が55,804㎡、畑が1,480㎡、合計面積57,284㎡でございます。 一志地区は新規16件、再設定11件、合計27件でございます。面積は田が41,212.67㎡、畑が409.3㎡、合計面積41,705.67㎡でございます。 白山地区は新規6件、再設定2件、所有権移転1件、合計9件でございます。面積は田が32,320㎡、畑が1,172㎡、合計面積33,492㎡でございます。 美杉地区は、今回該当がございません。 合計51件、田が119,336.67㎡、畑が3,145㎡、合計面積132,481.67㎡でございます。このうち、認定農業者集積状況でござい

ますが16件で、面積は57,511.67㎡でございます。これらすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各用件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、何か皆さん方のご意見がありましたら、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 ただいま、審議をいただきました議案第7号については適正であると認め、市長に進達することといたします。
以上で、本部会に付議されました議案はすべて終了いたしました。

上記は、第12回第2農地部会の議事を録したものである。

平成23年12月15日

議長

出席委員

出席委員